

地域枠等限定選考について

地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考について

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日) ※地域枠への対応(抜粋)

4 地域医療の安定的確保について

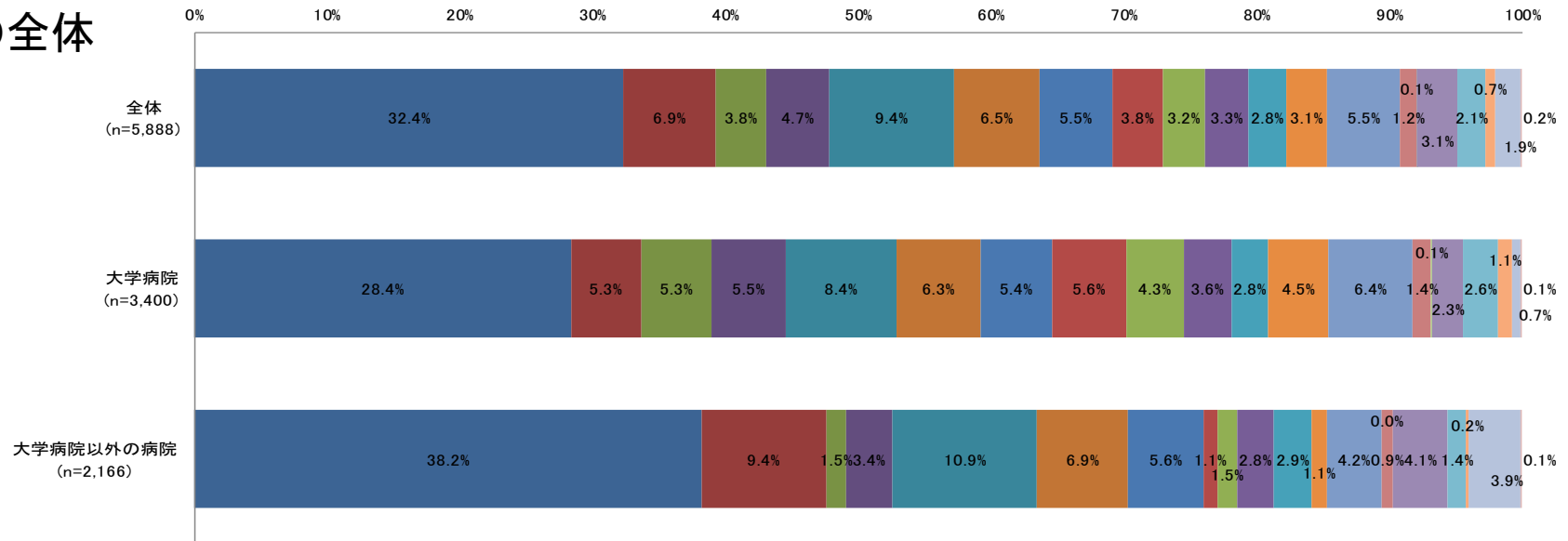
(2) 地域枠への対応

- 研修医に対するアンケートの結果を見ると、出身地や大学所在地と異なる都道府県で臨床研修を行うと、出身地や大学所在地への定着率が大きく低下する傾向が見られる。
- また、現行では地域枠学生も、一般枠学生と同様、マッチングに参加して臨床研修を行う病院を決定しているため、現行のマッチングの仕組みでは、地域枠の医師が、診療義務が課せられた地域で勤務できない可能性がある。
- なお、自治医科大学と防衛医科大学校の学生は、マッチングに参加せず、研修を行う病院を個別に調整して決定している。
- このような状況を踏まえ、研修医が臨床研修終了後に出身地や出身大学の都道府県に定着することを促し、**地域枠の医師が診療義務を課せられた地域で適切に勤務できるよう**、地域枠や地元出身者等に対する臨床研修の選考については、地域枠の一定割合を上限としつつ、**一般のマッチングとは分けて実施**することとする。
- なお、この場合、臨床研修病院毎の選考枠については、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で個別に判断する。
- また、**地域枠だけを特別扱いすると適正な競争が行われないなどの意見があったことから**、当面、上記の一般のマッチングとは分けて実施する選考の都道府県ごとの募集定員の合計は、**当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件が課されている者の2割以内**とするとともに、当該選考は**地域医療を12週以上行うなど**地域医療に従事することを重視する研修医を対象としたプログラムを設ける病院のみで行うこととし、**当該病院ごとの当該選考の募集定員は病院全体の募集定員の2割又は5名の少ない方以下**とする。

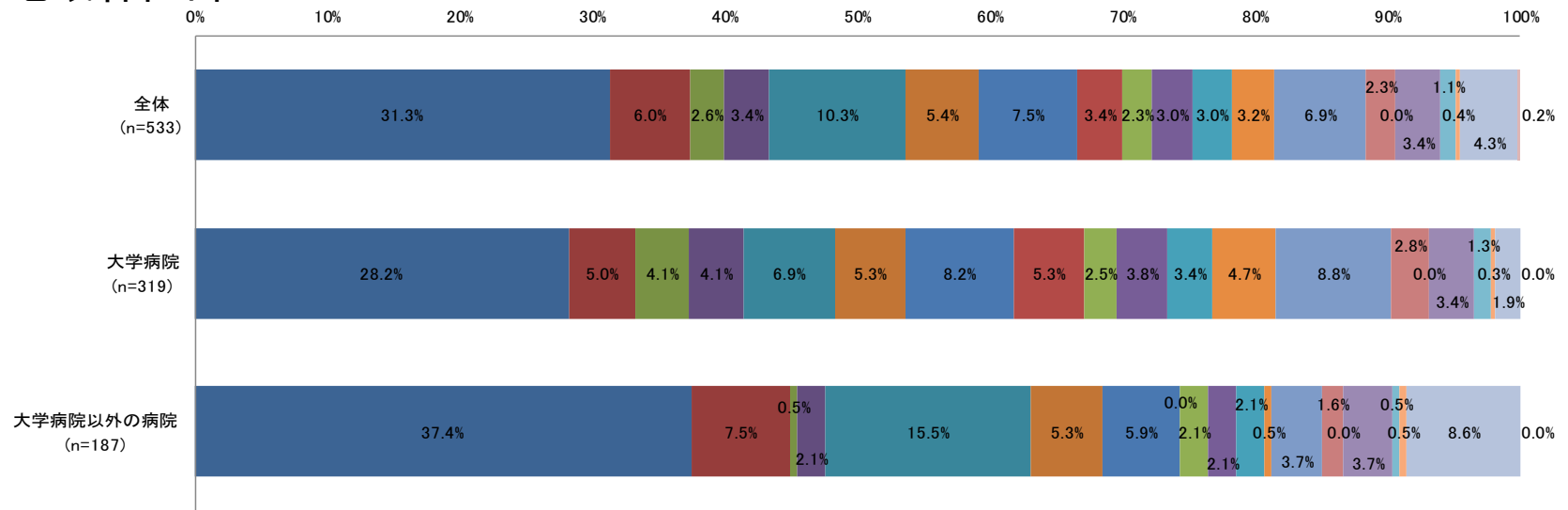
臨床研修後に行う専門研修分野（全体と地域枠医師）

* 平成30年臨床研修アンケートより引用

○全体



○地域枠医師



- 内科
- 小児科
- 皮膚科
- 精神科
- 外科
- 整形外科
- 産婦人科
- 眼科
- 耳鼻咽喉科
- 泌尿器科
- 脳神経外科
- 放射線科
- 麻酔科
- 病理
- 臨床検査
- 救急科
- 形成外科
- リハビリテーション科
- 総合診療
- 無回答

地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考について

省令施行通知(案) ※地域密着型臨床研修病院の関係部分

5 臨床研修病院の指定の基準

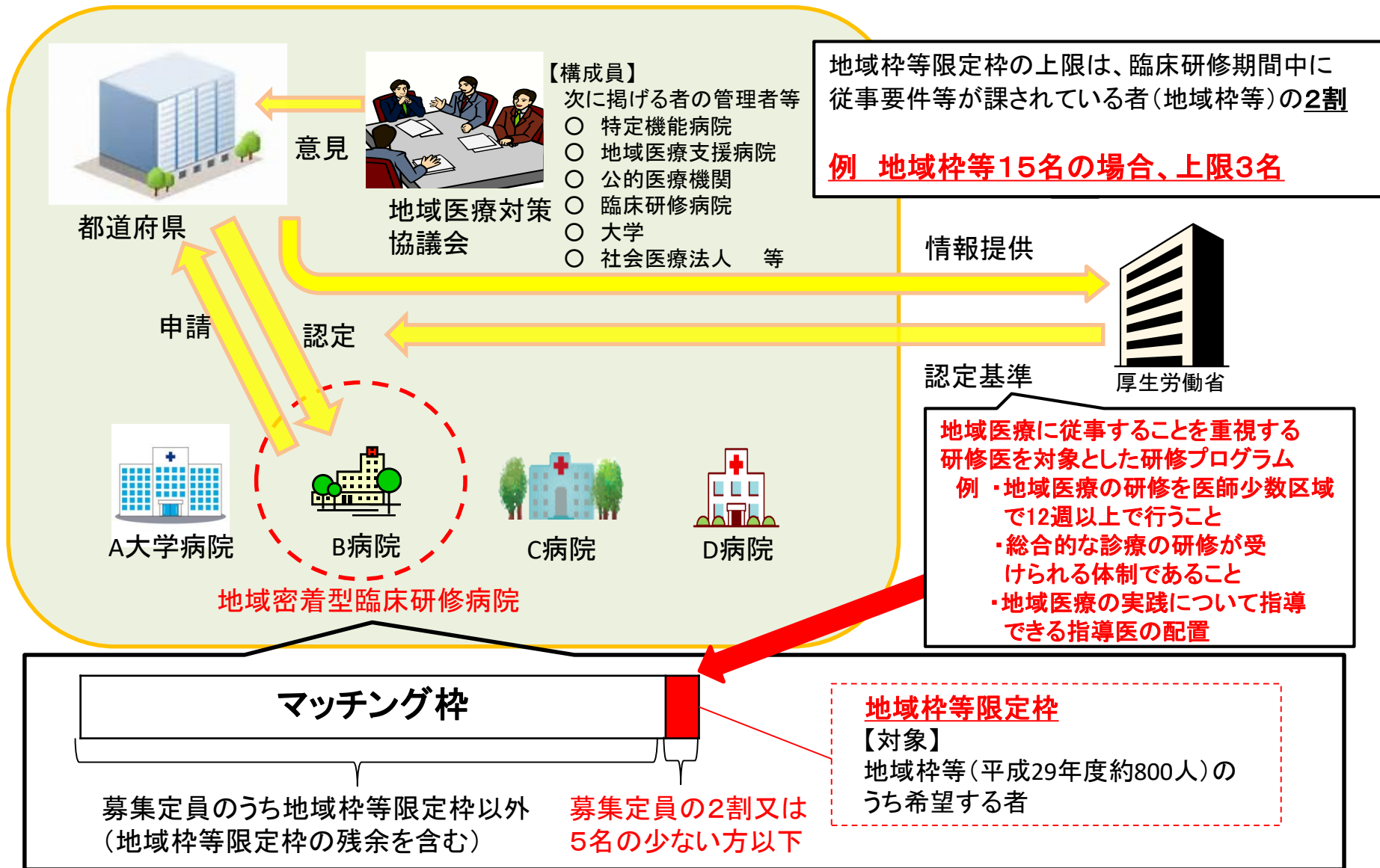
都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(キ) 都道府県知事が次の手続きを行うことを条件に認定した基幹型臨床研修病院(以下「地域密着型臨床研修病院」という。)は、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「地域医療重点プログラム」という。)を設けることができること。

- ① 地域密着型臨床研修病院の認定を希望する基幹型臨床研修病院の開設者は、地域医療重点プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、申請書を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- ② 申請書には、当該病院の地域医療重点プログラムを添付すること。
- ③ 都道府県知事は、①の申請が適当と認める場合、当該プログラムの研修医を募集する年度の前年度末までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該病院を地域密着型臨床研修病院と認定すること。
- ④ ③の認定に当たっては、当該病院の研修体制が充実していること、医師少数区域における地域医療の研修が12週以上であり、臨床研修終了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等が満たされていることを確認すること。
- ⑤ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うこと(以下「地域枠等限定選考」という。)ができること。
- ⑥ ⑤の当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内とすること。
- ⑦ 都道府県知事は、認定した地域密着型臨床研修病院が、前述④の基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができること。
- ⑧ 都道府県知事は、地域密着型臨床研修病院を認定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を厚生労働大臣に通知すること。

地域密着型臨床研修病院における地域枠等限定選考（イメージ）



地域枠等限定選考におけるスケジュール(イメージ)

